明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	ロ　単体Tier1比率○パーセント以上一一・五パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率○パーセント未満
	ハ　単体総自己資本比率○パーセント以上二パーセント未満	
	第三区分	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
		イ　単体普通株式等Tier1比率○パーセント未満
		ロ　単体Tier1比率○パーセント未満
		ハ　単体総自己資本比率○パーセント未満

	資本バッファー非対象区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率以上である場合
	資本バッファー第一区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率以上最低単体資本バッファー比率未満である場合
	資本バッファー第二区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率未満である場合

二　第八項に規定する単体資本バッファー比率を指標とする区分

		業務の全部又は一部の停止の命令
	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
	資本バッファー非対象区分	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益のその六十パーセントの事業年度において控除した社外流出額が零を下回る場合には、当該額が零とする。）を含む単体資本バッファー比率の回復のための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求及びその実行の命令
	資本バッファー第一区分	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益のその四十パーセントの事業年度において控除した社外流出額が零を下回る場合には、当該額が零とする。）を含む単体資本バッファー比率の回復のための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求及びその実行の命令
	資本バッファー第二区分	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益のその二十パーセントの事業年度において控除した社外流出額が零を下回る場合には、当該額が零とする。）を含む単体資本バッファー比率の回復のための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求及びその実行の命令

第一条第二項中「第二十六条第二項に規定する」を「第二十六条第二項の」に、「この項」を「この条」に改め、「次条」の下に「及び第二条の二」を、「次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

		国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	イ　連結普通株式等Tier1比率四・五パーセント以上
		ロ　連結Tier1比率六パーセント以上
		ハ　連結総自己資本比率八パーセント以上
	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上
	非対象区分	

	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
	資本バッファー第三区分	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益のその二十パーセントの事業年度において控除した社外流出額が零を下回る場合には、当該額が零とする。）を含む単体資本バッファー比率の回復のための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求及びその実行の命令
	資本バッファー第四区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合
		社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む単体資本バッファー比率の回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求及びその実行の命令